

令和6年能登半島地震被災者さま対象

リスケ保証料補助の 申込期限はR7.9月末です

条件変更保証料を補助する制度(保証料のお支払いが不要になります)については、令和7年9月30日付で当協会が受付した分をもって終了する予定です。

【対象者】

- ・災害救助法適用 17 市町(野々市市、川北町を除く)に事業所を置き、直接事業用資産が罹災した方(事業者名で取得した罹災証明書等をご提出ください)

【対象保証制度(保証書表記名)】

- ・県コロナ緊 国
- ・伴走特別 国
- ・伴走特別 県
- ・伴走特別県物価
- ・伴走特別県復興
- ・改善サポ感染

【保証料補助の対象となる条件変更の内容】

- (1)元金返済の猶予(原則として、据置期間は 3 年以内)
- (2)約定返済額の緩和

【取扱期間】

令和6年1月1日から令和7年9月30日までに、当協会が条件変更申込受付したもの

【補助対象の条件変更受付期間】**期限**

9/30 10/1

【受付終了】

※9月末までの受付分で
保証書の有効期限内なら
実行が10/1以降になってもOK

※変更保証書の有効期限は延長できません。9月末を過ぎて保証書の有効期限が切れてしまうと保証料補助の対象外となってしまいますのでご注意ください。

補助は何度でもご利用いただけます。

償還期限が迫っていなくても、今のうちに条件変更することができます。お気軽にご相談ください。

**【お問い合わせ先】**

事業部

076-222-1522